

おくやみ ハンドブック

三郷市



ご遺族の皆様へ

ご家族・ご親族のご逝去に対し、謹んでお悔やみ申し上げます。

この冊子では、亡くなられたかたについて、
主に市役所で必要な手続きのご案内をしております。
少しでもご遺族の皆様のお役に立てれば幸いです。

三郷市役所 おくやみコーナー
電話：048-930-7713

おくやみコーナーのご案内

三郷市では、亡くなられたかたに関する手続きをご案内する「おくやみコーナー」を設置しています。亡くなられたかたが三郷市に住民登録をしていた場合にご利用いただけます。ご利用には、事前にお電話でのご予約が必要です。

【おくやみコーナーでできること】

- 必要な手続きをまとめて受付できます。

市役所での主な手続きについて、窓口を移動することなく、ワンストップで完了できます。（一部、お手続きによっては担当課窓口へのご案内になることもあります。）

- 手続き漏れが防げます。

事前予約をすることで、市役所で行う手続きを把握することができます。

- 書類の記入が省略できます。

事前予約をすることで、亡くなられたかたの住所・氏名など基本的な情報をあらかじめ申請書に印字するため、書類の記入を省略できます。＊一部、対応していない書類もあります。

- 専用ブースで安心して相談できます。

1日4枠（平日午前9時～、午前10時30分～、午後1時30分～、午後3時～）

【予約方法について】

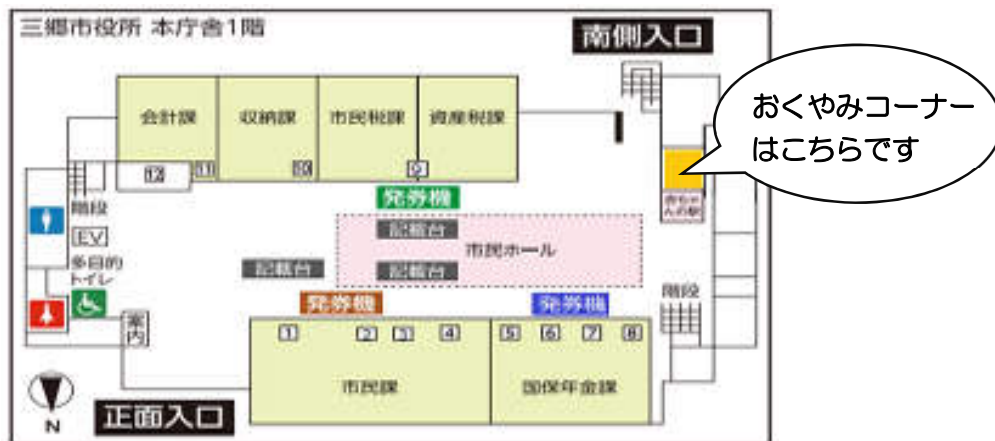
- 電話予約

電話番号：048-930-7713

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで（土日祝・年末年始を除く）

※ご予約はご来庁予定日の3営業日前までにご利用いたします。

※手続きの確認に日数がかかることがありますので、1週間以上前のご予約をおすすめします。



【お問い合わせ先】

- 三郷市おくやみコーナー（三郷市役所1階）

電話番号：048-930-7713（直通）

も く じ

(1) 死亡に伴う各種手続きチェックリスト・・・・・・・・・・	3P
(2) 死亡に伴う各種手続き	
1. 住民登録等に関する手続き・・・・・・・・・・	5P
2. 国民健康保険に関する手続き・・・・・・・・・・	7P
3. 後期高齢者医療に関する手続き・・・・・・・・・・	8P
4. 年金に関する手続き・・・・・・・・・・	9P
5. 税金に関する手続き・・・・・・・・・・	10P
6. 汲み取り式トイレ・浄化槽に関する手続き・・・	13P
7. 飼い犬に関する手続き・・・・・・・・・・	14P
8. 農地に関する手続き・・・・・・・・・・	15P
9. 水道（公共下水道）に関する手続き・・・・・・・・	16P
10. 介護保険に関する手続き・・・・・・・・・・	17P
11. 障がい福祉に関する手続き・・・・・・・・・・	19P
12. 児童に関する手続き・・・・・・・・・・	20P
13. 高齢者福祉に関する手続き・・・・・・・・・・	22P
14. 図書に関する手続き・・・・・・・・・・	23P
(2) 市役所以外で行う主な手続き一覧 ・・・・・・・・・・	24P

手続きチェックリスト

<input checked="" type="checkbox"/>		対象者（亡くなられたかた）	手続き内容	掲載 P	
<input type="checkbox"/>	市役所本庁舎	住	世帯主だったかた	世帯主の変更届	5
<input type="checkbox"/>		民	印鑑登録証（カード）をお持ちだったかた	印鑑登録証（カード）の返却または破棄	5
<input type="checkbox"/>		登	マイナンバーカード・通知カード・住民基本台帳カードをお持ちだったかた	マイナンバーカード・通知カード・住民基本台帳カードの破棄	6
<input type="checkbox"/>		国民健康保険	国民健康保険に加入していたかた	国民健康保険被保険者証（兼高齢受給者証）の返却	7
<input type="checkbox"/>				国民健康保険の葬祭費の手続き	7
<input type="checkbox"/>		後期高齢者医療	後期高齢者医療保険に加入していたかた	後期高齢者医療被保険者証の返却	8
<input type="checkbox"/>				後期高齢者医療保険の葬祭費の手続き	8
<input type="checkbox"/>		年金	国民年金を受給していたかた	未支給年金、遺族基礎年金、寡婦年金などの請求	9
<input type="checkbox"/>			国民年金に加入中のかた	死亡一時金、遺族基礎年金、寡婦年金などの請求	9
<input type="checkbox"/>		税金	原動機付自転車（125cc以下）をお持ちだったかた	廃車・名義変更の手続き	10
<input type="checkbox"/>			市県民税の課税対象のかた	相続人代表者の指定	11
<input type="checkbox"/>			固定資産税の課税対象のかた		12
<input type="checkbox"/>			未登記家屋をお持ちだったかた	未登記家屋の名義変更	12
<input type="checkbox"/>		トイレ・浄化槽	汲み取り式トイレの利用者だったかた	汲み取り式トイレの名義や利用人数の変更または廃止の手続き	13
<input type="checkbox"/>			浄化槽管理者だったかた	浄化槽管理者の変更または使用廃止または使用休止の手続き	13
<input type="checkbox"/>		犬	犬を飼っていたかた	犬の所有者および所在地の変更手続き	14
<input type="checkbox"/>		農地	農地を所有していたかた	農地に関する手続き	15
<input type="checkbox"/>		水道部	水道	水道使用者の使用中止または変更等の手続き	16
<input type="checkbox"/>	水道		給水装置の所有者だったかた	給水装置の所有者変更の手続き	16

<input checked="" type="checkbox"/>		対象者（亡くなられたかた）	手続き内容	掲載 P		
<input type="checkbox"/>	健康 福祉 社会館	介護	介護保険被保険者だったかた	介護保険資格喪失届	17	
<input type="checkbox"/>			高額介護サービス費を受給していたかた	介護保険高額介護（介護予防）サービス費支給申請書の提出	17	
<input type="checkbox"/>			介護認定申請中だったかた	介護保険（要介護・要支援）認定申請取下届	18	
<input type="checkbox"/>		障がい福祉	障がい者手当等を受給していたかた	障害者手帳をお持ちだったかた	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の返却	19
<input type="checkbox"/>				重度心身障害者医療費の手続き	19	
<input type="checkbox"/>				在宅重度心身障害者手当の手続き	19	
<input type="checkbox"/>				福祉タクシー利用券・自動車燃料費助成券の返却	19	
<input type="checkbox"/>				特別障害者手当の手続き	19	
<input type="checkbox"/>		児童	児童手当やこども医療費等の受給者だったかた	児童手当受給者変更の手続き	20	
<input type="checkbox"/>				こども医療費受給者変更の手続き	20	
<input type="checkbox"/>				児童扶養手当喪失の手続き	20	
<input type="checkbox"/>				ひとり親家庭等医療費喪失の手続き	20	
<input type="checkbox"/>				配偶者が亡くなったかた ※18歳になった年の年度末（3月31日）までの児童を養育されているかた	児童扶養手当認定請求の手続き	21
<input type="checkbox"/>				ひとり親家庭等医療費受給証交付申請の手続き	21	
<input type="checkbox"/>	高齢者	紙おむつの支給を受けていたかた	紙おむつ支給の廃止の申し出	22		
<input type="checkbox"/>	図書館	図書	三郷市図書館資料利用券（カード）をお持ちだったかた	三郷市図書館資料利用券（カード）の返納	23	

住民登録等に関する手続き①

亡くなられたかたが世帯主だった場合	
手 続 内 容	手続き可能なかた
<p><u>世帯主の変更届</u></p> <p>①亡くなられたかたが一人世帯だった場合、手続きは必要ありません。</p> <p>②亡くなられたかたが世帯主で、同世帯に1人の世帯員がいる場合、自動的に世帯員のかたが世帯主になりますので、手続きは必要ありません。</p> <p>③亡くなられたかたが世帯主で、同世帯に2人以上の世帯員がいる場合、世帯主変更の届出が必要な場合があります。</p> <p>【例】世帯主・配偶者・子の3人世帯で世帯主が亡くなった場合は、自動的に配偶者が世帯主になります。</p> <p>子を世帯主にする場合は、世帯主変更の届出が必要です。</p>	<p>同じ世帯だったかた (上記のかた作成の委任状をお持ちのかた)</p>
必 要 な も の	期 限
<p><input type="checkbox"/> 亡くなられたかたと同世帯の届出者の本人確認書類</p> <p><input type="checkbox"/> 印鑑 (届出を訂正する場合、必要になることがあります。)</p>	<p>世帯主変更の届出をする場合は届出日からの変更となります。</p>

亡くなられたかたが印鑑登録証(カード)をお持ちだった場合	
手 続 内 容	手続き可能なかた
<p><u>印鑑登録証(カード)の破棄・返却</u></p> <p>亡くなられたかたが印鑑登録をしていた場合、そのかたの印鑑登録は廃止されますので、カードは破棄してください。</p> <p>*誤って他の方の印鑑登録証を破棄してしまうことがありますので、お持ちになられたら番号を確認のうえ回収いたします。</p>	<p>どなたでも可</p>
必 要 な も の	期 限
<p><input type="checkbox"/> 亡くなられたかたの印鑑登録証(カード)</p>	<p>なし</p>

市 役 所 担 当 窓 口
<p>●市民課市民係 市役所本庁舎1階 1番窓口 (発券機で「住所変更」のボタンを押して、番号札をお取りいただきお待ちください。) 電話番号：048-930-7701</p> <p>●希望の郷交流センター出張所 電話番号：048-957-2121</p>

住民登録等に関する手続き②

亡くなられたかたがマイナンバーカード・通知カード・住民基本台帳カードをお持ちだった場合

手 続 内 容	手続き可能なかた
<p><u>マイナンバーカード・通知カードについて</u> 生命保険の請求や税金の手続きによっては、亡くなられたかたのマイナンバーが必要となることがあります。諸手続きが完了するまでお持ちください。市役所に返却する必要はありません。不要になりましたら、破棄してください。</p> <p><u>住民基本台帳カードの破棄</u> 亡くなられたかたが住民基本台帳カードをお持ちの場合、カードは廃止されますので、破棄してください。</p>	どなたでも可
必 要 な も の	期 限
なし（各カードともご自宅で破棄なので手続きは必要ありません。）	なし

市 役 所 担 当 窓 口

- 市民課市民係
 市役所本庁舎1階 1番窓口
 （発券機で「住所変更」のボタンを押して、番号札をお取りいただきお待ちください。）
 電話番号：048-930-7701
- 希望の郷交流センター出張所
 電話番号：048-957-2121

国民健康保険に関する手続き

亡くなられたかたが国民健康保険に加入していた場合

手 続 内 容	手 続 き 可 能 な か た
<u>国民健康保険被保険者証（兼高齢受給者証）の返却</u>	どなたでも可
必 要 な も の	期 限
<input type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証（兼高齢受給者証）	医療費等の清算後 速やかに
市 役 所 担 当 窓 口	
<p>●国保年金課 保険税係 市役所本庁舎1階 6番窓口 （発券機で「緑：国民健康保険（74歳以下のかた）」→「青：加入、脱退の手続き」のボタンを押して、番号札をお取りいただきお待ちください。） 電話番号：048-930-7703</p>	

亡くなられたかたが国民健康保険に加入していた場合

手 続 内 容	手 続 き 可 能 な か た
<p><u>国民健康保険の葬祭費の手続き</u> 被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行ったかた(喪主)に50,000円が支給されます。 ※加入後3か月未満で死亡された場合は、三郷市国民健康保険に加入する直前に加入していた健康保険組合から支給される場合がありますので、下記担当までお問合せください。</p>	喪主
必 要 な も の	期 限
<input type="checkbox"/> 喪主の氏名が記載された「会葬礼状（原本）」又は「葬祭費用の領収書（原本）」 ※払込票では受付できない場合があります。 <input type="checkbox"/> 喪主名義の通帳 <input type="checkbox"/> 喪主の印鑑（すべての方ではありませんが、使用する場合があります。）	葬祭日の翌日から2年以内
市 役 所 担 当 窓 口	
<p>●国保年金課 保険給付係 市役所本庁舎1階 7番窓口 （発券機で「緑：国民健康保険（74歳以下のかた）」→「ピンク：給付の手続き」のボタンを押して、番号札をお取りいただきお待ちください。） 電話番号：048-930-7702</p>	

後期高齢者医療に関する手続き

亡くなられたかたが後期高齢者医療保険に加入していた場合

手 続 内 容	手続き可能なかた
<u>後期高齢者医療被保険者証の返却</u> ＊返却せずにご自身で破棄していただいても結構です。	どなたでも可
必 要 な も の	期 限
<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証	特になし

亡くなられたかたが後期高齢者医療保険に加入していた場合

手 続 内 容	手続き可能なかた
<u>後期高齢者医療保険の葬祭費の手続き</u> 被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行ったかたに葬祭費（50,000 円）が支給されます。	喪主
必 要 な も の	期 限
<input type="checkbox"/> 喪主の氏名が記載された「会葬礼状（原本）」又は「葬祭費用の領収書（原本）」＊払込票では受付できません。 <input type="checkbox"/> 喪主名義の通帳 <input type="checkbox"/> 喪主の印鑑（朱肉を使うもの） ＊すべての方ではありませんが、使用する場合があります。 ＊「献体」等の場合には、必要書類が異なりますので、下記担当窓口までお問い合わせください。	葬祭日の翌日から2年以内

市 役 所 担 当 窓 口

- 国保年金課高齢者医療係
 市役所本庁舎1階 8番窓口
 （発券機で「赤：後期高齢者医療保険」のボタンを押して、番号札をお取りいただきお待ちください。）
 電話番号：048-930-7789

年金に関する手続き

亡くなられたかたが国民年金を受給されていた場合

手 続 内 容	手 続 き 可 能 な か た
未支給年金（障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金）などの請求に該当する <u>場合</u>	亡くなられたかたと生計を同じくしていた遺族 ※代理のかたの場合は、委任状が必要
必 要 な も の	期 限
※亡くなられたかたやご遺族の状況により、該当する手続きや請求者、必要書類、申請先などが異なるため、事前に日本年金機構、越谷年金事務所にお問い合わせください。 ※受給していた年金が、遺族基礎年金、障害基礎年金、寡婦年金、特別障害給付金のみの場合は、市役所へお問い合わせください。	亡くなられた後速やかに

国民年金に加入しているかたが亡くなられた場合

手 続 内 容	手 続 き 可 能 な か た
死亡一時金、遺族基礎年金、寡婦年金などの請求に該当する <u>場合</u>	亡くなられたかたと生計を同じくしていた遺族 ※代理のかたの場合は、委任状が必要
必 要 な も の	期 限
※亡くなられたかたやご遺族の状況により、該当する手続きや請求者、必要書類、申請先などが異なるため、下記担当または、日本年金機構、越谷年金事務所にお問い合わせください。	亡くなられた後速やかに

市 役 所 担 当 窓 口

●国保年金課年金係

市役所本庁舎1階 5番窓口 048-930-7704

（発券機で「黄：国民年金」のボタンを押して、番号札をお取りいただきお待ちください）

●日本年金機構ねんきんダイヤル 0570-05-1165

●日本年金機構 越谷年金事務所 048-960-1190

越谷市弥生町 16-1 越谷ツインシティ B シティ 3階

※厚生年金を受給されていたかたは日本年金機構へ、共済年金を受給されていたかたは各共済組合にお問い合わせください。

税金に関する手続き①

亡くなられたかたが原動機付自転車（125cc以下）をお持ちだった場合	
手 続 内 容	手続き可能なかた
<p><u>原動機付自転車（125cc以下）の 廃車、名義変更の手続き</u> ※4月1日までに廃車手続きをした場合、翌年度以降の軽自動車税はかかりません。</p>	<p>①相続人のかた ②相続人と同世帯の親族のかた ※代理のかたが手続きされる場合には、相続人からの廃車に関する委任状が必要です。</p>
必 要 な も の	期 限
<p><input type="checkbox"/> ナンバープレート <input type="checkbox"/> 標識交付証明書（無くても可） <input type="checkbox"/> 届出者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 届出者が相続人であることがわかる書類（戸籍謄本、住民票等）</p>	<p>亡くなられた日から 30日以内</p>

市 役 所 担 当 窓 口

●市民税課諸税係

市役所本庁舎1階 9番窓口

電話番号：048-930-7707

※二輪（125ccを超えるもの）、三輪、四輪の軽自動車の名義変更等の手続き先は25ページの「その他市役所以外で行う主な手続き②」をご参照ください。

メモ

税金に関する手続き②

亡くなられたかたが市県民税の課税対象だった場合

手 続 内 容	手続き可能なかた
<p>相続人代表者の指定</p> <p>※市の税金が課税されているかたが亡くなられた場合、相続人のかたが納税の義務を承継していただくこととなりますので、市役所からの書類等を受領する代表者のかたを指定していただきます。</p>	<p>相続人代表者となるかた</p>
必 要 な も の	期 限
<p><input type="checkbox"/> 相続人代表者指定届</p>	<p>相続開始を知った日から3か月以内</p> <p>※郵送で相続人代表者指定届が届いたかたは2週間以内</p>

市 役 所 担 当 窓 口

- 市民税課市民税係
- 市役所本庁舎1階 9番窓口
- 電話番号：048-930-7706

メモ

税金に関する手続き③

亡くなられたかたが固定資産税の課税対象だった (土地・家屋・償却資産をお持ちだった) 場合

手 続 内 容	手続き可能なかた
相続人代表者の指定 ※市の税金が課税されているかたが亡くなられた場合、相続人のかたが納税の義務を承継していただくこととなりますので、市役所からの書類等を受領する代表者の方を指定していただきます。	法定相続人又は固定資産の受遺者(遺言書等で証明できる場合)
必 要 な も の	期 限
資格 相続人代表者指定届 ※亡くなられたかたが所有していた土地や建物などは今後も固定資産税が課税されますので、相続人代表者指定届の提出とは別に速やかな相続の登記(名義変更)をお願いいたします。 ※償却資産を所有していた場合は、別途新所有者からの申告書の提出をお願いいたします。	相続開始を知った日から目安として1～2ヵ月以内 ※郵送で相続人代表者指定(変更)届が届いたかたは2週間以内
市 役 所 担 当 窓 口	
●資産税課 市役所本庁舎1階 9番窓口 電話番号：048-930-7708(土地係) 048-930-7709(家屋係) 048-930-7717(償却資産係) ※土地・家屋の相続登記の手続き先は25ページの「市役所以外で行う主な手続き② 不動産登記等」の欄をご参照ください。	

亡くなられたかたが未登記家屋をお持ちだった場合

手 続 内 容	手続き可能なかた
未登記家屋の名義変更 ※上記手続きの際に、「家屋建築(異動)届書」をご記入していただきます。	新所有者になられるかた
必 要 な も の	期 限
<input type="checkbox"/> 新所有者になられるかたの印鑑(認印でも可) <input type="checkbox"/> 被相続人と新所有者になられるかたのご関係がわかる戸籍謄本等の写し(お手元にあれば) <input type="checkbox"/> 遺産分割協議書、遺言書の写し(作成されている場合)	新所有者が決まり次第
市 役 所 担 当 窓 口	
●資産税課家屋係 市役所本庁舎1階 9番窓口 電話番号：048-930-7709	

汲み取り式トイレ・浄化槽に関する手続き

亡くなられたかたが汲み取り式トイレの利用者だった場合	
手 続 内 容	手続き可能なかた
<u>汲み取り式トイレの名義や利用人数の変更又は廃止の手続き</u>	同居者又は親族
必 要 な も の	期 限
なし	速やかに

亡くなられたかたが浄化槽管理者だった場合	
手 続 内 容	手続き可能なかた
<u>浄化槽管理者の変更または使用廃止または使用休止の手続き。</u>	新たな浄化槽管理者
必 要 な も の	期 限
なし	亡くなった日から、 30日以内

市 役 所 担 当 窓 口
<ul style="list-style-type: none"> ●クリーンライフ課清掃美化係 市役所本庁舎2階 電話番号：048-930-7718

【公共下水道を使用されているかた】水道の利用者に連動していますので、別途手続きは不要です。

農地に関する手続き

亡くなられたかたが農地を所有していた場合
(相続等で農地の権利を取得したかた)

手 続 内 容	手続き可能なかた
<u>農地に関する手続き</u> 相続により、農地の権利を取得した場合の届出が必要です。	相続等により農地の権利を取得したかた
必 要 な も の	期 限
<input type="checkbox"/> 土地登記簿謄本 <input type="checkbox"/> 印鑑（認印可）	農地の権利を取得したことを知った日からおおよそ10か月以内

市 役 所 担 当 窓 口

- 農業委員会事務局
 市役所本庁舎2階
 電話番号：048-930-7820

メモ

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

水道（公共下水道）に関する手続き

【公共下水道について】水道の手続きと連動いたしますので、公共下水道の手続きは必要ありません。

亡くなられたかたが水道の使用者だった場合	
手 続 内 容	手 続 可 能 な 時 間
水道使用者の使用中止又は変更等の手続き	どなたでも
必 要 な も の	期 限
詳しくは料金担当までお問合せください。	速やかに
市 役 所 担 当 窓 口	
<p>●水道部業務課料金担当 〔(株)両毛ビジネスサポート〕※水道料金徴収等業務受託者 電話番号：048-952-7101（自動音声ガイダンスにて担当窓口を案内します。） 所在地：三郷市茂田井200番地</p>	

亡くなられたかたが給水装置の持ち主だった場合	
手 続 内 容	手 続 可 能 な 時 間
給水装置の所有者変更の手続き ＊給水装置の所有者変更は、相続登記後の手続きとなります。	どなたでも （必要書類があれば委任状などがなくても手続き可能です）
必 要 な も の	期 限
<input type="checkbox"/> 新所有者及び届出者の印鑑 <input type="checkbox"/> 不動産登記全部事項証明書の写し （新所有者への相続が確認できるもの） <input type="checkbox"/> 公図の写し 詳しくは給水担当までお問合せください。	すぐに所有者変更を行わなければいけないということではなく、土地の売買や家の建て替えをする際など、必要に応じて行ってください。
市 役 所 担 当 窓 口	
<p>●水道部施設課給水担当 〔(株)両毛ビジネスサポート〕※水道料金徴収等業務受託者 電話番号：048-952-7101（自動音声ガイダンスにて担当窓口を案内します。） 所在地：三郷市茂田井200番地</p>	

介護保険に関する手続き①

亡くなられたかたが介護保険被保険者だった場合

手 続 内 容	手続き可能なかた
<u>介護保険資格喪失届の提出</u>	どなたでも
必 要 な も の	期 限
<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証（お持ちのかた） <input type="checkbox"/> 負担限度額認定証（お持ちのかた） ※持参いただく被保険者証等は、返却または手続き後に破棄をお願いします。	速やかに

亡くなられたかたが高額介護サービス費を受給していた場合

手 続 内 容	手続き可能なかた
<u>介護保険高額介護（介護予防）サービス費支給申請書の提出</u>	相続人等
必 要 な も の	期 限
<input type="checkbox"/> 申請者の振込先口座がわかるもの（金融機関の通帳など） <input type="checkbox"/> お亡くなりになられたかたとの関係がわかる書類 （戸籍謄本、遺言書など）	介護サービスの利用月の翌月から 2 年以内

市 役 所 担 当 窓 口

- 介護保険課介護給付係
- 健康福祉会館2階 1番窓口
- 電話番号：048-930-7792

介護保険に関する手続き②

亡くなられたかたが介護認定申請中だった場合

手 続 内 容	手続き可能なかた
介護保険（要介護・要支援）認定申請取下届	どなたでも
必 要 な も の	期 限
<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 ※持参いただく被保険者証等は、返却または手続き後に破棄をお願いします。	速やかに

市 役 所 担 当 窓 口

- 介護保険課介護認定係
- 健康福社会館2階 1番窓口
- 電話番号：048-930-7791

メモ

障がい福祉に関する手続き

亡くなられたかたが障害者手帳をお持ちだった場合

手 続 内 容	手続き可能なかた
<u>身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の返却</u>	どなたでも（委任書類不要）
必 要 な も の	期 限
<input type="checkbox"/> お持ちの手帳	なし

亡くなられたかたが障がい者手当等を受給していた場合

手 続 内 容	手続き可能なかた
<u>重度心身障害者医療費の手続き</u> <u>在宅重度心身障害者手当の手続き</u> <u>福祉タクシー利用券・自動車燃料費助成券の返却</u> <u>特別障害者手当の手続き</u>	どなたでも（委任書類不要）
必 要 な も の	期 限
<input type="checkbox"/> 重度心身障害者医療費受給資格証 <input type="checkbox"/> 福祉タクシー利用券又は自動車燃料費助成券（お持ちのかた） <input type="checkbox"/> 相続人の預金通帳	速やかに

市 役 所 担 当 窓 口

【障害者手帳に関すること】

- 障がい福祉課障がい福祉係
- 健康福祉会館 4 階 1 番窓口
- 電話番号：048-930-7778

【手当・医療費に関すること】

- 障がい福祉課給付係
- 健康福祉会館4階 1 番窓口
- 電話番号：048-930-7779

児童に関する手続き①

亡くなられたかたが児童手当やこども医療費等の受給者だった場合

*いずれの手続きも、同居の親族以外が来庁する場合は申請書一式をお渡しします。

手 続 内 容	手続き可能なかた
<u>児童手当受給者変更の手続き</u>	どなたでも
必 要 な も の	期 限
<input type="checkbox"/> 支給対象児童名義（複数人いる場合はどなたか1名）の通帳又はキャッシュカード <input type="checkbox"/> 申請者名義の通帳又はキャッシュカード	死亡日の翌日から起算して15日以内

手 続 内 容	手続き可能なかた
<u>こども医療費受給者変更の手続き</u>	どなたでも
必 要 な も の	期 限
<input type="checkbox"/> 児童の健康保険証（国保の場合は不要） <input type="checkbox"/> 申請者名義の通帳又はキャッシュカード	死亡日の翌日から起算して15日以内

手 続 内 容	手続き可能なかた
<u>児童扶養手当喪失の手続き</u>	どなたでも
必 要 な も の	期 限
<input type="checkbox"/> 支給対象児童名義（複数人いる場合はどなたか1名）の通帳又はキャッシュカード	速やかに

手 続 内 容	手続き可能なかた
<u>ひとり親家庭等医療費喪失の手続き</u>	どなたでも
必 要 な も の	期 限
<input type="checkbox"/> 支給対象児童名義（複数人いる場合はどなたか1名）の通帳又はキャッシュカード	速やかに

市 役 所 担 当 窓 口

- こども家庭センターこども給付係
健康福祉会館3階 1番窓口
電話番号：048-930-7781

児童に関する手続き②

配偶者が亡くなられた場合

※18歳になった年の年度末（3月31日）までの児童を養育されているかた（児童に政令で定める障がいがある場合は20歳未満まで）

※所得制限がございます。

※状況により必要な書類が異なるため、お手続きをご希望のかたは、下記市役所担当窓口までご連絡ください。

手 続 内 容	手 続 き 可 能 な か た
<u>児童扶養手当認定請求の手続き</u>	どなたでも （同居の親族以外が来庁する場合は申請書一式をお渡しします）
必 要 な も の	期 限
<input type="checkbox"/> 父または母の死亡の記載がある戸籍謄(抄)本 （上記取得が遅れる場合、死亡届の受理証明書でも手続きは可能です） <input type="checkbox"/> 請求者名義の普通預金の通帳	速やかに （申請の翌月分から支給対象になります）

手 続 内 容	手 続 き 可 能 な か た
<u>ひとり親家庭等医療費受給証交付申請の手続き</u>	どなたでも （同居の親族以外が来庁する場合は申請書一式をお渡しします）
必 要 な も の	期 限
<input type="checkbox"/> 上記に加え、請求者と対象児童の健康保険証	速やかに （申請の翌月分から支給対象になります）

市 役 所 担 当 窓 口

- こども家庭センターこども給付係
- 健康福祉会館3階 1番窓口
- 電話番号：048-930-7781

高齢者福祉に関する手続き

亡くなられたかたが紙おむつの支給を受けていた場合

手 続 内 容	手続き可能なかた
<u>電話等による廃止の申し出</u> ＊電話にてご連絡いただくことにより、より早く配送をお止めすることができます。	どなたでも
必 要 な も の	期 限
<input type="checkbox"/> 無し	速やかに

市 役 所 担 当 窓 口

- 長寿いきがい課長寿いきがい係
- 健康福祉会館2階 2番窓口
- 電話番号 048-930-7788

メモ

（参考） 紙おむつの支給について

常時おむつを必要とする在宅の高齢者等に対して、毎月1回おむつを配達します。
 65歳以上で要介護3～5の認定を受けているかたなど要件があります。（詳しくはホームページをご覧ください。）
 状況により、利用者負担額があります。

図書に関する手続き

亡くなられたかたが三郷市図書館資料利用券（カード）をお持ち
だった場合

手 続 内 容	手続き可能なかた
<u>三郷市図書館資料利用券（カード）の返納</u>	ご家族
必 要 な も の	期 限
<p>□亡くなられたかたの三郷市図書館資料利用券（カード）</p> <p>※事前に市内図書施設（におどりプラザを除く）へ連絡をして、借りている本などがいないか確認をお願いします。</p> <p>借りている本などがいないことが確認できましたら、ご自宅で破棄していただいても結構です。</p>	なし

市 役 所 担 当 窓 口（市内図書施設）

三郷市図書館資料利用券（カード）の返納と、借りている本などの問い合わせ先

●三郷市立図書館	048-952-8800	三郷市谷口 618-1
●三郷市立早稲田図書館	048-958-1040	三郷市早稲田 5-6-15
●三郷市立北部図書館	048-958-8900	三郷市彦成 3-364
●コミュニティセンター図書室	048-955-7201	三郷市戸ヶ崎 2-654
●彦成地区文化センター図書室	048-958-3113	三郷市彦野 1-161
●東和東地区文化センター図書室	048-953-0211	三郷市新和 3-261-2
●高州地区文化センター図書室	048-955-6600	三郷市高州 3-60-1

借りている本などの返却のみお受けする施設

※におどりプラザ予約図書受取カウンター 048-948-7688 三郷市中央 1-14-2

メモ

市役所以外で行う主な手続き①

主な手続きを掲載しています。掲載されているもの以外にも手続きが必要な契約・登録等があると思いますので確認をお願いします。

なお、手続きの詳細につきましては、手続き先にお問い合わせください。

□	対象	① 主な手続き ② 手続き内容など ③ 手続き先 ④ 期限等 *記載がない場合は、手続き先に確認してください。
□	生命保険・個人年金等	① 死亡保険金、入院給付金の請求等の手続き ② 保険会社や契約内容によって、必要書類が異なります。 ③ 加入していた保険会社・または代理店
□	預貯金口座等	① 口座の凍結・解凍手続き ② 金融機関、取引状況等（預金額等）によって、必要書類が異なります。 ③ 金融機関等
□	クレジットカード等 *他のキャッシュレス決済等で解約手続きが必要なものがあるかご確認ください。	① 解約等の手続き *年会費のかかるクレジットカードもあります。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> 亡くなられたかたがクレジットカードの本会員だった場合は、家族カードや付帯カード（ETCカードなど）も同時に解約になります。 </div> ② 契約会社に連絡し、手続きを行ってください。 ③ 契約会社 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> なお、未払金があった場合は、債務として相続（負）の対象になります。 </div>
□	運転免許証	① 運転免許証の取扱い ② 返納していただく義務はありません。 *有効期限が満了していない場合には、更新連絡書等が届くこととなりますので、停止を希望される場合は、下記へお問合せください。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> 「賃貸住宅に1人でお住まいのかたが亡くなった場合に、通知が送付される時には他の入居者が住んでいて送付してもらいたくないとき」などが想定されます。 </div> ③ 吉川警察署 048-958-0110 三郷市上彦名144番地3

市役所以外で行う主な手続き②

□	対象	① 主な手続き ② 手続き内容など ③ 手続き先 ④ 期限等 *記載がない場合は、手続先に確認してください。
□	普通自動車	【名義変更・廃車について】 ① 名義変更・廃車及び自動車税の手続き ③ 春日部自動車検査登録事務所 050-5540-2028 春日部市大字増戸723番地の1 ④ 所有者の変更があった日（遺産分割協議書の作成日など）から15日以内 廃車（抹消登録）する場合、賦課期日までにされていないと課税されます。 【自動車税について】 ① 自動車税の手続き ③ 越谷県税事務所 048-962-2191 越谷市越ヶ谷4丁目2番82号
□	軽自動車	① 名義変更又は廃車の手続き ③ 軽自動車検査協会埼玉事務所春日部支所 050-3816-3113 春日部市下大増新田字東耕地115番1 ④ 所有者の変更があった日（遺産分割協議書の作成日など）から15日以内 廃車（抹消登録）する場合、賦課期日までにされていないと課税されます。
□	二輪車 (125cc 超)	① 名義変更又は廃車の手続き ③ 春日部自動車検査登録事務所 050-5540-2028 春日部市大字増戸723番地の1 ④ 所有者の変更があった日（遺産分割協議書の作成日など）から15日以内 廃車（抹消登録）する場合、賦課期日までにされていないと課税されます。
□	不動産登記等	① 土地、家屋等の相続登記の手続き ③ さいたま地方法務局草加出張所 048-936-0355 草加市八幡町735番地1 *なお、三郷市以外に土地・家屋をお持ちの場合は、その土地・家屋の所在地 を管轄する法務局での手続きになります。 ④ 不動産を取得したことを知った日から3年以内
□	相続税	① 相続税申告等の手続き ② 申告の詳細は、国税庁のホームページをご覧ください。 ③ 越谷税務署 048-965-8111 越谷市赤山町5丁目7番47号 ④ 死亡したことを知った日の翌日から10か月以内

市役所以外で行う主な手続き③

□	対象	① 主な手続き ② 手続き内容など ③ 手続き先 ④ 期限等 *記載がない場合は、手続先に確認してください。										
□	所得税	① 所得税準確定申告等の手続き ② 申告の詳細は、国税庁のホームページをご覧ください。 ③ 越谷税務署 048-965-8111 越谷市赤山町5丁目7番47号 ④ 相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内 ただし、給与収入または年金収入等のかたで、還付の申告をされる方は、亡くなった日の翌日から5年間行うことができます。										
□	公共料金などの 名義変更等	① 名義変更、解約等の手続き ② 各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。 ③ 事業の自由化等により、以前のように事業者が固定されていませんので、契約事業者を確認してください。										
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">【電 気】</td> <td>【ケーブルTV】</td> </tr> <tr> <td>【ガ ス】</td> <td>【インターネット】</td> </tr> <tr> <td>【水 道】16ページをご覧ください</td> <td>【賃貸住宅】</td> </tr> <tr> <td>【固定電話】</td> <td>【そ の 他】</td> </tr> <tr> <td>【携帯電話】</td> <td></td> </tr> </table>	【電 気】	【ケーブルTV】	【ガ ス】	【インターネット】	【水 道】16ページをご覧ください	【賃貸住宅】	【固定電話】	【そ の 他】	【携帯電話】	
【電 気】	【ケーブルTV】											
【ガ ス】	【インターネット】											
【水 道】16ページをご覧ください	【賃貸住宅】											
【固定電話】	【そ の 他】											
【携帯電話】												
		【N H K】 1 名義変更： インターネット（NHK ホームページ）または電話で連絡 2 解約 ： 電話で連絡 電話連絡先：NHK ふれあいセンター（9時から18時まで） フリーダイヤル 0120-15-1515 有料ナビダイヤル 0570-077-077 （IP電話等でナビダイヤルが使えない場合は、 050-3786-5003（有料）が利用できます。）										
□	年金	① 未支給年金、遺族基礎年金等の請求 ③ 9ページをご覧ください										